

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の1

評定項目	細目	評価対象項目																																																			
施工体制	基礎評価 a	<table border="0"> <tr> <td>概ね適正</td> <td>不備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>1 工事の請負に関する書類（工事の施工にともなう書類の処理基準に定める書類）の内容は、必要な項目が的確に記載されていた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>2 工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材手配等が行われ、施工に支障をきたさなかった。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>3 当該現場の作業員、下請負人の施工能力は適切であった。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>4 産業廃棄物の処理に係る、マニフェストの枚数及びマニフェストへの記載内容が確認しやすく整理されていた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>5 施工体制台帳が、現場に備え付けられていた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>6 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>7 工事現場の施工体制が、施工体制台帳及び施工体系図に整合したものであった。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>8 建設業退職金共済制度の掛金収納書が、工事着手後1ヶ月以内に監督員へ提出された。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>9 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が、現場事務所や工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲げられた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>10 建設業許可票の看板が、公衆の見やすい場所に掲げられた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>11 労災保険関係の成立を表す標識が、公衆の見やすい場所に掲げられた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>12 工事成績情報サービス（CORINS）への登録手続きが、定められた期日（受注、変更時は、10日以内）までに行われた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>13 工事の請負に関する書類（工事の施行に伴う書類等の取扱基準に定める書類）は、定められた期日までに提出された。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>14 指定された建設機械について、低騒音・低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用した。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>15 建設副産物情報交換システム（COBRIS）への登録手続きが行われた。</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>16 その他（ ）</td> </tr> </table>	概ね適正	不備		☐	☐	1 工事の請負に関する書類（工事の施工にともなう書類の処理基準に定める書類）の内容は、必要な項目が的確に記載されていた。	☐	☐	2 工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材手配等が行われ、施工に支障をきたさなかった。	☐	☐	3 当該現場の作業員、下請負人の施工能力は適切であった。	☐	☐	4 産業廃棄物の処理に係る、マニフェストの枚数及びマニフェストへの記載内容が確認しやすく整理されていた。	☐	☐	5 施工体制台帳が、現場に備え付けられていた。	☐	☐	6 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられた。	☐	☐	7 工事現場の施工体制が、施工体制台帳及び施工体系図に整合したものであった。	☐	☐	8 建設業退職金共済制度の掛金収納書が、工事着手後1ヶ月以内に監督員へ提出された。	☐	☐	9 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が、現場事務所や工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲げられた。	☐	☐	10 建設業許可票の看板が、公衆の見やすい場所に掲げられた。	☐	☐	11 労災保険関係の成立を表す標識が、公衆の見やすい場所に掲げられた。	☐	☐	12 工事成績情報サービス（CORINS）への登録手続きが、定められた期日（受注、変更時は、10日以内）までに行われた。	☐	☐	13 工事の請負に関する書類（工事の施行に伴う書類等の取扱基準に定める書類）は、定められた期日までに提出された。	☐	☐	14 指定された建設機械について、低騒音・低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用した。	☐	☐	15 建設副産物情報交換システム（COBRIS）への登録手続きが行われた。	☐	☐	16 その他（ ）
		概ね適正	不備																																																		
		☐	☐	1 工事の請負に関する書類（工事の施工にともなう書類の処理基準に定める書類）の内容は、必要な項目が的確に記載されていた。																																																	
		☐	☐	2 工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材手配等が行われ、施工に支障をきたさなかった。																																																	
		☐	☐	3 当該現場の作業員、下請負人の施工能力は適切であった。																																																	
		☐	☐	4 産業廃棄物の処理に係る、マニフェストの枚数及びマニフェストへの記載内容が確認しやすく整理されていた。																																																	
		☐	☐	5 施工体制台帳が、現場に備え付けられていた。																																																	
		☐	☐	6 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられた。																																																	
		☐	☐	7 工事現場の施工体制が、施工体制台帳及び施工体系図に整合したものであった。																																																	
		☐	☐	8 建設業退職金共済制度の掛金収納書が、工事着手後1ヶ月以内に監督員へ提出された。																																																	
		☐	☐	9 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が、現場事務所や工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲げられた。																																																	
		☐	☐	10 建設業許可票の看板が、公衆の見やすい場所に掲げられた。																																																	
		☐	☐	11 労災保険関係の成立を表す標識が、公衆の見やすい場所に掲げられた。																																																	
		☐	☐	12 工事成績情報サービス（CORINS）への登録手続きが、定められた期日（受注、変更時は、10日以内）までに行われた。																																																	
		☐	☐	13 工事の請負に関する書類（工事の施行に伴う書類等の取扱基準に定める書類）は、定められた期日までに提出された。																																																	
		☐	☐	14 指定された建設機械について、低騒音・低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用した。																																																	
☐	☐	15 建設副産物情報交換システム（COBRIS）への登録手続きが行われた。																																																			
☐	☐	16 その他（ ）																																																			
	$(7 \times \text{概ね適正} + 4 \times \text{不備}) \div \text{評価対象総項目数} \times 10 = \text{（a）}$ ※小数点第3位を四捨五入																																																				
加 点 評 価 b	当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。 最大4項目 $\text{（b）} \times 7.5 = \text{（b）}$ 優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）																																																				
減 点 評 価 c	当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。 最大4項目 $\text{（c）} \times -10 = \text{（c）}$ 指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）																																																				
係 数 d	評価係数 （d） 0.05																																																				
評 定 点 （a+b+c） ×d	$(\text{（a）} + \text{（b）} + \text{（c）}) \times \text{（d）} = \text{（d）点}$ ※小数点第3位を四捨五入																																																				

- 基礎評価aは、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
不備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 加
点
評
価
bは、基礎評価の評価対象項目番号1から4（その他の項目が加
点
評
価
対
象
の
場
合
は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を□に記入する。ただし、最大4項目（30点）までとする。
- 減
点
評
価
cは、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目（-40点）までとする。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の2

評価項目	細目	評価対象項目																																	
施工体制	基礎評価 a	<table border="0"> <tr> <td>概ね適正</td> <td>不備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>1 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者であった。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>2 監理技術者及び主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者であった。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>3 契約書、設計図書、関係基準等をよく理解し、現場に反映し工事を行った</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>4 下請負人の施工体制、施工状況を把握し、的確な指導をしていた。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>5 監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期が適切に行われた。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>6 完了検査等において、検査員に対し施工内容に関する説明等を適切に対応していた。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>7 監理技術者等の資格を証明する資料が提出された。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>8 設計図書で定められた技能者や施工管理技術者等の資格等を証明する資料が提出された。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>9 監理技術者等は、腕章及び監理技術者資格者証等を携帯していた。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>10 その他（ ）</td> </tr> </table>	概ね適正	不備				1 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者であった。			2 監理技術者及び主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者であった。			3 契約書、設計図書、関係基準等をよく理解し、現場に反映し工事を行った			4 下請負人の施工体制、施工状況を把握し、的確な指導をしていた。			5 監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期が適切に行われた。			6 完了検査等において、検査員に対し施工内容に関する説明等を適切に対応していた。			7 監理技術者等の資格を証明する資料が提出された。			8 設計図書で定められた技能者や施工管理技術者等の資格等を証明する資料が提出された。			9 監理技術者等は、腕章及び監理技術者資格者証等を携帯していた。			10 その他（ ）
		概ね適正	不備																																
				1 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者であった。																															
				2 監理技術者及び主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者であった。																															
			3 契約書、設計図書、関係基準等をよく理解し、現場に反映し工事を行った																																
		4 下請負人の施工体制、施工状況を把握し、的確な指導をしていた。																																	
		5 監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期が適切に行われた。																																	
		6 完了検査等において、検査員に対し施工内容に関する説明等を適切に対応していた。																																	
		7 監理技術者等の資格を証明する資料が提出された。																																	
		8 設計図書で定められた技能者や施工管理技術者等の資格等を証明する資料が提出された。																																	
		9 監理技術者等は、腕章及び監理技術者資格者証等を携帯していた。																																	
		10 その他（ ）																																	
配置技術者	(7× + 4×) / × 10 = (a) ※小数点第3位を四捨五入																																		
加点評価 b	当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。 最大4項目 × 7.5 = (b) 優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）																																		
減点評価 c	当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。 最大4項目 × -10 = (c) 指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）																																		
係数 d	(d) 評価係数 0.10																																		
評定点 (a+b+c) × d	(a) (b) (c) (d) (+ +) × 0.10 = 点 ※小数点第3位を四捨五入																																		

- 基礎評価 a は、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
 概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
 不備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 加点評価 b は、基礎評価の評価対象項目番号 1 から 6（その他の項目が加点評価対象の場合は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を□に記入する。ただし、最大4項目（30点）までとする。
- 減点評価 c は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目（-40点）までとする。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の3

評価項目	細目	評価対象項目																														
施工体制	基礎評価 a	<table border="0"> <tr> <td>概ね適正</td> <td>不備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>1 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関や施設管理者等との折衝及び調整を適切に行った。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>2 別契約の関連工事との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に努めた。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>3 地域住民や施設管理者等の工事関係者以外の者との間にトラブルが生じないよう努め、必要に応じ広報や説明等を行った。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>4 苦情に対して、適切にその解決にあたった。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>5 監督員に、折衝経過や苦情処理の経過等が遅滞なく報告された。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>6 苦情処理、折衝議事等の記録が残されていた。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>7 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関へ、必要な届け出、手続きが遅滞なく行われた。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>8 住民説明会や施設管理者等との間で取り決めた作業時間、作業条件等の制約を遵守した。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>9 その他（ ）</td> </tr> </table>	概ね適正	不備				1 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関や施設管理者等との折衝及び調整を適切に行った。			2 別契約の関連工事との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に努めた。			3 地域住民や施設管理者等の工事関係者以外の者との間にトラブルが生じないよう努め、必要に応じ広報や説明等を行った。			4 苦情に対して、適切にその解決にあたった。			5 監督員に、折衝経過や苦情処理の経過等が遅滞なく報告された。			6 苦情処理、折衝議事等の記録が残されていた。			7 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関へ、必要な届け出、手続きが遅滞なく行われた。			8 住民説明会や施設管理者等との間で取り決めた作業時間、作業条件等の制約を遵守した。			9 その他（ ）
		概ね適正	不備																													
				1 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関や施設管理者等との折衝及び調整を適切に行った。																												
				2 別契約の関連工事との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に努めた。																												
			3 地域住民や施設管理者等の工事関係者以外の者との間にトラブルが生じないよう努め、必要に応じ広報や説明等を行った。																													
		4 苦情に対して、適切にその解決にあたった。																														
		5 監督員に、折衝経過や苦情処理の経過等が遅滞なく報告された。																														
		6 苦情処理、折衝議事等の記録が残されていた。																														
		7 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関へ、必要な届け出、手続きが遅滞なく行われた。																														
		8 住民説明会や施設管理者等との間で取り決めた作業時間、作業条件等の制約を遵守した。																														
		9 その他（ ）																														
対外調整	概ね適正 不備 評価対象総項目数 (a) ((7× + 4×) /) × 10 = ※小数点第3位を四捨五入																															
加点評価 b	当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。 最大4項目 (b) × 7.5 = 優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）																															
減点評価 c	当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。 最大4項目 (c) × -10 = 指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）																															
係数 d	(d) 評価係数 0.10																															
評定点 (a+b+c) × d	(a) (b) (c) (d) (+ +) × = 点 ※小数点第3位を四捨五入																															

- 基礎評価 a は、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
不 備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 加点評価 b は、基礎評価の評価対象項目番号 1 から 4（その他の項目が加点評価対象の場合は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を口に記入する。ただし、最大4項目（30点）までとする。
- 減点評価 c は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大4項目（-40点）までとする。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の4

評定項目	細目	評価対象項目		
現場管理	安全衛生管理	基礎評価 a	概ね適正☐ 不備☐ 1 工事の規模と内容に応じた安全巡視、安全教育、安全点検等の安全活動を実施した。 2 安全通路の確保、落下物の防止等の安全措置が的確になされるとともに、第三者への事故防止に努めた。 3 工事箇所及びその周辺の地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障をきたさないよう必要な措置を講じた。 4 現場内が常に整理・整頓されていた。 5 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた。 6 過積載防止に努めた。 7 工事従事者のための休憩場所、トイレ及び喫煙所等の確保に努めた。 8 現場における緊急措置、防火体制等が整備されていた。 9 危険物等の保管に関し関係法令を遵守した。 10 指定仮設を除く足場、栈橋等の仮設物は、関係法令等に基づき設置された。 11 火気の使用や溶接作業を行う際、必要な防火措置を講じた。 12 交通管理者（道路管理者を含む）との協議事項（使用許可条件を含む）を遵守した。 13 材料置き場、発生材の仮置き場の管理を適切に行った。 14 酸欠危険場所における換気、測定等が適切に行われた。 15 その他（ ） 概ね適正☐ 不備☐ 評価対象総項目数 (a) $(7 \times \text{概ね適正} + 4 \times \text{不備}) \div \text{評価対象総項目数} \times 10 = \text{}$ ※小数点第3位を四捨五入	
			加点評価 b	☐ 当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。 最大4項目 (b) $\text{最大4項目} \times 7.5 = \text{}$ 優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）
			減点評価 c	☐ 当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。 最大4項目 (c) $\text{最大4項目} \times -10 = \text{}$ 指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）
			係数 d	評価係数 (d) 0.10
			評定点 (a+b+c) ×d	$(\text{a}) + (\text{b}) + (\text{c}) \times \text{d} = \text{}$ ※小数点第3位を四捨五入

- 1 基礎評価 a は、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 2 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
不 備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 3 加点評価 b は、基礎評価の評価対象項目番号 1 から 6（その他の項目が加点評価対象の場合は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を口に記入する。ただし、最大 4 項目（30 点）までとする。
- 4 減点評価 c は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大 4 項目（-40 点）までとする。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の5

評価項目	細目	評価対象項目							
現場管理	基礎評価 a	概ね適正 	不備 						
	工程管理 b								
基礎評価 a	1 実施工程表は、工事全般にわたり綿密にたてられ、各工種と全体との整合がとれていた。	2 状況変化への対応が迅速かつ適切に行われ、工程に大きな影響を与えなかった。	3 別契約の関連工事との工程調整を行い、現場作業の円滑な進捗に努めた。	4 定められた作業時間以外の作業が少なく、工期内に完成した。	5 実施工程表の補足として、月間又は週間工程表を作成し、工程管理に努めた。	6 工程計画を着実に守り工事を完了した。	7 概成工期が遵守され、関連工事の総合試運転及び調整が支障なく行われた。 (対象：建築・電気・機械)	8 作業時間の変更、休日等の施工を行う際の手続きは適切であった。	9 その他 ()
	概ね適正 (7 × + 4 ×) 不備 () 評価対象総項目数 () (a) ※小数点第3位を四捨五入								
	当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。								
	最大4項目 (b)								
基礎評価 a	優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）								
	当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。								
	最大4項目 (c)								
	指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）								
基礎評価 a	係数 d	評価係数							(d) 0.15
	評定点 (a + b + c) × d	(+ +) × () = 点							(d) 0.15
	※小数点第3位を四捨五入								

- 1 基礎評価 a は、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 2 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
不 備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 3 加点評価 b は、基礎評価の評価対象項目番号 1 から 4（その他の項目が加点評価対象の場合は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を口に記入する。ただし、最大4項目（30点）までとする。
- 4 減点評価 c は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大4項目（-40点）までとする。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の6

評定項目	細目	評価対象項目
施工管理	基礎評価 a	概ね適正 ☐ 不備 ☐ 1 施工計画書は、設計図書、現場状況を的確に把握したものであった。 2 施工図は、仕上げ、他工種及び別契約の関連工事との納まり等について十分検討されたものであった。（対象：建築・電気・機械） 3 施工計画書又は施工図の内容を変更する必要があった場合、監督員への報告及び必要な措置が講じられた。 4 作業区域の設定は、作業環境、周辺環境や交通計画等を考慮したものであった。 5 施工に適した機器材、機械等が使用された。 6 既存施設部分、工事目的物の施工済部分の養生は適切であった。（対象：建築・電気・機械） 7 構造物の養生は適切であった。（対象：土木） 8 設計図書の内容に関して疑義が生じた際、監督員と協議の上、施工がなされた。 9 施工図は、当該工事の施工前に提出された。（対象：建築・電気・機械） 10 既存との取合いが十分に検討され、施工が適切に行われた。 11 対象施設を利用しながらの工事で、発生する塵埃・振動・騒音等の低減に努めた。（対象：建築・電気・機械） 12 その他（ ） 概ね適正 ☐ 不備 ☐ $\left((7 \times \text{概ね適正} + 4 \times \text{不備}) \div \text{評価対象総項目数} \right) \times 10 = \text{(a)}$
		$\left((7 \times \text{概ね適正} + 4 \times \text{不備}) \div \text{評価対象総項目数} \right) \times 10 = \text{(a)}$ ※小数点第3位を四捨五入
		$\text{当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。}$ $\text{最大4項目} \times 7.5 = \text{(b)}$ 優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）
		$\text{当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。}$ $\text{最大4項目} \times -10 = \text{(c)}$ 指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）
		$\text{評価係数} = \text{(d)}$ 0.05
$\text{評定点 (a+b+c) } \times \text{d} = \text{(a)} + \text{(b)} + \text{(c)} \times \text{(d)} = \text{(d)}$ ※小数点第3位を四捨五入		

- 基礎評価 a は、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
不備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 加点評価 b は、基礎評価の評価対象項目番号 1 から 7（その他の項目が加点評価対象の場合は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を口に記入する。ただし、最大 4 項目（30 点）までとする。
- 減点評価 c は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大 4 項目（-40 点）までとする。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の7

評価項目	細目	評価対象項目																																																
施工管理	基礎評価 a	<table><thead><tr><th>概ね適正</th><th>不備</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>1 施工の品質及び形状が適切で良好な施工であった。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>2 品質管理記録が適切に作成されていた。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>3 不可視部分の写真記録が適切であった。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>4 工事記録写真の撮影方法及び編集方法は適切であった。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>5 設備の総合的な機能確認（試験調整等）及び記録の整理が適切に行われた。（対象：電気・機械）</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>6 材料等の保管に関し、その方法等が適切に行われていた。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>7 材料等の搬入の証明となる資料の整理が適切に行われた。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>8 標準仕様書、各種基準類に基づく管理基準値や許容範囲を満足した。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>9 工事記録写真撮影計画書が事前に監督員へ提出された。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>10 材料等の材質、仕上げる程度、色合い、調合等について監督員の承諾を受けた。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>11 材料等の品質証明に伴う試験方法は、設計図書に定められたもの又は監督員の承諾を受けたものであった。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>12 各種材料等の試験成績書、カタログ等が監督員に提出された。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>13 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥なく満足していた。（対象：電気・機械）</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>14 材料検査が適切な時期に請求され、必要な準備等が適切に行われた。</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>15 その他（ ）</td></tr></tbody></table>	概ね適正	不備		☐	☐	1 施工の品質及び形状が適切で良好な施工であった。	☐	☐	2 品質管理記録が適切に作成されていた。	☐	☐	3 不可視部分の写真記録が適切であった。	☐	☐	4 工事記録写真の撮影方法及び編集方法は適切であった。	☐	☐	5 設備の総合的な機能確認（試験調整等）及び記録の整理が適切に行われた。（対象：電気・機械）	☐	☐	6 材料等の保管に関し、その方法等が適切に行われていた。	☐	☐	7 材料等の搬入の証明となる資料の整理が適切に行われた。	☐	☐	8 標準仕様書、各種基準類に基づく管理基準値や許容範囲を満足した。	☐	☐	9 工事記録写真撮影計画書が事前に監督員へ提出された。	☐	☐	10 材料等の材質、仕上げる程度、色合い、調合等について監督員の承諾を受けた。	☐	☐	11 材料等の品質証明に伴う試験方法は、設計図書に定められたもの又は監督員の承諾を受けたものであった。	☐	☐	12 各種材料等の試験成績書、カタログ等が監督員に提出された。	☐	☐	13 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥なく満足していた。（対象：電気・機械）	☐	☐	14 材料検査が適切な時期に請求され、必要な準備等が適切に行われた。	☐	☐	15 その他（ ）
		概ね適正	不備																																															
		☐	☐	1 施工の品質及び形状が適切で良好な施工であった。																																														
		☐	☐	2 品質管理記録が適切に作成されていた。																																														
	☐	☐	3 不可視部分の写真記録が適切であった。																																															
☐	☐	4 工事記録写真の撮影方法及び編集方法は適切であった。																																																
☐	☐	5 設備の総合的な機能確認（試験調整等）及び記録の整理が適切に行われた。（対象：電気・機械）																																																
☐	☐	6 材料等の保管に関し、その方法等が適切に行われていた。																																																
☐	☐	7 材料等の搬入の証明となる資料の整理が適切に行われた。																																																
☐	☐	8 標準仕様書、各種基準類に基づく管理基準値や許容範囲を満足した。																																																
☐	☐	9 工事記録写真撮影計画書が事前に監督員へ提出された。																																																
☐	☐	10 材料等の材質、仕上げる程度、色合い、調合等について監督員の承諾を受けた。																																																
☐	☐	11 材料等の品質証明に伴う試験方法は、設計図書に定められたもの又は監督員の承諾を受けたものであった。																																																
☐	☐	12 各種材料等の試験成績書、カタログ等が監督員に提出された。																																																
☐	☐	13 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥なく満足していた。（対象：電気・機械）																																																
☐	☐	14 材料検査が適切な時期に請求され、必要な準備等が適切に行われた。																																																
☐	☐	15 その他（ ）																																																
品質管理		<table><thead><tr><th>概ね適正</th><th>不備</th><th>評価対象総項目数</th><th>(a)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(7×☐ + 4×☐)</td><td>／☐</td><td>× 10</td><td>= </td></tr></tbody></table> ※小数点第3位を四捨五入	概ね適正	不備	評価対象総項目数	(a)	(7× ☐ + 4× ☐)	／ ☐	× 10	=																																								
	概ね適正	不備	評価対象総項目数	(a)																																														
	(7× ☐ + 4× ☐)	／ ☐	× 10	=																																														
加点評価 b	<table><thead><tr><th>当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。</th></tr></thead><tbody><tr><td>最大4項目 (b) × 7.5 = </td></tr></tbody></table> 優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）	当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。	最大4項目 (b) × 7.5 =																																															
当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。																																																		
最大4項目 (b) × 7.5 =																																																		
減点評価 c	<table><thead><tr><th>当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。</th></tr></thead><tbody><tr><td>最大4項目 (c) × -10 = </td></tr></tbody></table> 指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）	当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。	最大4項目 (c) × -10 =																																															
当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。																																																		
最大4項目 (c) × -10 =																																																		
係数 d	評価係数	(d) 0.10																																																
評定点 (a+b+c) × d	(a) (b) (c) (d) (+ +) × 0.10 = 点 ※小数点第3位を四捨五入																																																	

- 1 基礎評価 a は、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 2 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
不 備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 3 加点評価 b は、基礎評価の評価対象項目番号 1 から 5（その他の項目が加点評価対象の場合は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を口に記入する。ただし、最大 4 項目（30 点）までとする。
- 4 減点評価 c は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大 4 項目（-40 点）までとする。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

様式第2号の8

評価項目	細目	評価対象項目			
施工管理	基礎評価 a	概ね適正 ☐	不備 ☐	1 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており容易に確認できた。	
		☐	☐	2 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で容易に確認できた。	
		☐	☐	3 きめ細やかな施工がなされ、取合いの納まり（既存部分との取合いを含む）や端部まで仕上がりが良好であった。	
		☐	☐	4 別契約の関連工事との調整がなされ、全体的に調和が良い仕上げであった。	
	出来ばえ	☐	☐	5 仕上がり状態が良好で色むら等がなかった。	
☐		☐	6 工事目的物（出来形）の形状、寸法が設計値（契約図書）を満足していた。		
☐		☐	7 工事目的物（出来形）の性能、機能が設計値（契約図書）を満足していた。		
☐		☐	8 操作制御関係が所定の機能を有した上で、必要な安全装置、保護装置の機能が確認できた。（対象：電気・機械）		
☐		☐	9 設備の総合性能が設計図書のとおり確保されていた。（対象：電気・機械）		
☐		☐	10 その他（ ）		
		概ね適正 (7 × ☐ + 4 × ☐)	不備 ☐	評価対象総項目数 ☐	(a) × 10 = ※小数点第3位を四捨五入
加点評価 b	☐	当該評価対象項目について、その過程及び成果が優れていた。 最大4項目 ☐ × 7.5 = 優れた事由等記入欄（評価対象項目番号等）			
	減点評価 c	☐	当該細目等について、監督員が文書による改善のための指示を行った。 最大4項目 ☐ × -10 = 指示の事由等記入欄（評価対象項目番号等）		
係数 d		評価係数 0.05			
評定点 (a+b+c) × d	((a) + (b) + (c)) × 0.05 = 点 ※小数点第3位を四捨五入				

- 1 基礎評価 a は、評価対象項目について「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は削除する。
- 2 「概ね適正」及び「不備」の判断基準は、以下のとおりとする。
概ね適正：評価対象項目の遂行が、優れていた又は特に問題がなかった。
不 備：評価対象項目の遂行に、遅れや誤り等があり、監督員が度重なる指示、指導をした。
- 3 加点評価 b は、基礎評価の評価対象項目番号 1 から 5（その他の項目が加点評価対象の場合は、それを含む。）のうち、「概ね適正」と評価された項目で過程及び成果が優れていた場合に、その項目数を□に記入する。ただし、最大4項目（30点）までとする。
- 4 減点評価 c は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目（-40点）までとする。